

推進体制

現状・課題

- 男女平等参画社会を実現するためには、あらゆる主体による幅広い分野での施策や取組が必要です。そのため、国・区市町村・都と、都民・事業者・NPOなどが連携・協働して、各々の施策や取組を進める必要があります。
- 基本条例第7条では、男女平等参画について、都民及び事業者は知事に申出ができることを定めており、これに対応する相談体制を整備し、相談機関相互の連携を強化していく必要があります。

取組の方向性

- 男女平等参画を推進するための都の体制を整備していきます。
- 都の男女平等参画の状況に関する調査、情報収集及び分析を行い、その達成状況を第三者機関を設置し把握していきます。

都の施策

ア 都における体制

- 男女平等参画を推進するため、都の体制を整備するとともに、行動計画の進捗状況についての的確に実績を把握し、毎年、都民に公表します。

番号	事業名	事業概要	所管局
287	男女平等参画審議会の運営	基本条例に基づき、知事の附属機関として設置し、行動計画及びその他男女平等参画に関する重要事項を調査審議します。	生活文化局
288	男女平等参画推進会議の運営	都における男女平等参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局部長を委員とする男女平等参画推進会議を運営します。(再掲)	生活文化局
289	年次報告の公表	基本条例第11条に基づき年次報告を作成し、東京の男女平等参画の状況及び男女平等施策の実施状況等を公表します。加えて、データと施策を分かりやすくまとめたパンフレットの作成及び配布を行います。(再掲)	生活文化局

イ 相談（都民からの申出）

- 男女平等参画に関して都民が相談や申出ができる体制を整備します。

番号	事業名	事業概要	所管局
290	男女平等参画に関する総合相談	東京ウィメンズプラザにおいて、男女平等参画に関する様々な悩み相談、法律に関する相談など総合相談を実施します。（再掲）	生活文化局
291	女性の福祉に関する一般相談	緊急の保護又は自立のための援助を必要とする女性等の福祉の増進を図るため、女性相談センターにおいて、電話や面接によって生活各般の相談に応じます。	福祉保健局
292	労働相談	労働者・使用者双方に対して、ハラスメント防止に関する普及啓発活動を行います。また、職場におけるハラスメントに関する相談、あっせんを行います。（再掲）	産業労働局

ウ 区市町村や事業者等との連携

- 都と都民及び事業者が、総合的かつ計画的に男女平等参画施策を推進するため、「東京都男女平等参画を進める会」との連携協力体制を充実します。
- 区市町村や事業者等との円滑な連携を図るため、連絡会や研修会を開催します。

番号	事業名	事業概要	所管局
293	女性も男性も輝くTOKYO 会議の運営	基本条例に基づく行動計画の策定及び推進に関して、都民、事業者と都が連携・協力して取り組む場として、平成29年度に体制を見直して発足した「女性も男性も輝くTOKYO 会議」において、総合計画の進行管理や女性活躍推進に向けた取組の検討・提案や情報発信等を実施します。	生活文化局
294	配偶者暴力対策のためのネットワーク会議	配偶者暴力対策ネットワーク会議を通じて、都及び区市町村の関係各機関、医療、司法、人権擁護団体、民間支援団体等の連携を強化し、広域的な被害者支援についての検討、地域によって差が生じない被害者支援ができる体制の強化を図ります。	生活文化局
295	区市町村との連絡会議等	都における男女平等参画の効果的推進を図るため、区市町村男女平等施策担当者連絡会議等により、意見や情報の交換を行います。	生活文化局

296	区市町村男女平等参画施策推進状況調査の実施	各区市町村における男女平等参画施策の総合的な推進状況を把握し、区市町村間の情報の共有化を図るとともに調査結果を公表し、広く都民に情報を提供します。	生活文化局
297	男女平等参画（女性）センター館長会議	男女平等参画（女性）センター館長会議を開催し、相互に情報交換等を行うことにより、男女平等参画社会の実現を目指します。	生活文化局
298	区市町村職員等への研修の実施	男女平等参画（女性）センター・区市町村の相談員や職員等に対する支援を強化し、育成を図るため、研修を行います。	生活文化局

都民・事業者の取組

ア 都民・事業者における体制

- 男女平等参画を推進するため、「女性も男性も輝く TOKYO 会議」会員の体制を整備します。

国への提案要求

都では変えることが難しい社会制度については、国への積極的な提案を検討していきます。